

お知らせとお願い

平成5年2月8日

成長科学協会・適応判定委員会

日比逸郎

成長科学協会は、登録された患者さんのデータを従来以上に正確に把握するため、以下のように適応判定申請の手続きと登録番号制度を変更させて頂くことになりました。いろいろご面倒をおかけしますがご協力下さるようお願い申し上げます。

1. 新規適応判定申請手続きの変更

平成5年4月1日受付分より、成長ホルモン分泌刺激試験の成績記入について以下のように変更します。

- (1) 実施されたすべての分泌刺激試験の頂値を記入して下さい。低いほうの2つの検査値だけで判定作業を行いますので、3つ以上の値が記入してあっても判定に不利になるようなことにはならないことをお約束します。成長科学協会は、適応判定事業の他に、皆様から寄せられた貴重なデータを解析して、設定した判定基準の妥当性・治療成績に影響する因子などを明らかにしてその知見を皆様に還元する活動も行っていますが、適応判定に使用した以外の分泌刺激試験のデータはこれらの解析結果の信憑性を高めるためにのみ利用させて頂きます。
- (2) 申請書の該当欄に頂値を記入していただくことに加え、申請書の裏面に実施されたすべての成長ホルモン分泌刺激試験の検査結果報告書（全採血時間ごとのデータすべて）のコピーを添付して下さい。これは判定の科学的公正を保証するためで、添付されていない場合には適応判定作業を行わないことになりましたので、必ず添付して下さい。

2. 登録番号制度の変更

平成5年2月1日より、登録番号を以下のように1年毎に更新することになりました。

- (1) 登録番号を1年毎に更新します（6ヵ月使用可の場合は6ヵ月後も）。したがって、治療成績報告書が提出されないと登録が抹消されることとなりますので、必ず1年毎に（6ヵ月使用可の場合には6ヵ月後も）治療成績報告書を提出して下さい。6ヵ月のデータは6～7ヵ月のもの、1年のデータは11～13ヵ月のものを報告して下さい。1～2ヵ月のずれはやむをえませんが、できるだけ正確なデータを提出いただけるようにご配慮下さい。
- (2) 登録番号の末尾4桁の数字をみれば、新規適応判定申請書あるいは治療成績報告書が提出された年月が誰にも判断できるようにします。つまり「適応あり」または「治

療継続の適応あり」という判定が何時提出された申請書あるいは報告書によって下されたかが誰にも判断できるようにするのです。患者さんを特定する番号に「申請または報告年月日の西暦年の末尾2桁の数字と月の2桁の数字の計4桁の数字」を付記します。例をあげて説明しますと、1993年3月12日付で当協会に申請され、治療適応ありと判定された患者さんの登録番号は、その患者さんを特定する番号の例えば22222という数字に申請日の年月を示す9303という数字を加え、22222-9303とします。この患者さんが1993年5月より治療を開始し、1994年5月に1年後の治療成績が報告され、治療継続適応ありと判定されまると、登録番号は22222-9405に変更されます。

(3) 移行措置として、すでに治療中の患者さんの登録番号につきましては以下のように処理して、本年4月1日を目途として成長ホルモン治療を受けているすべての患者さんの登録番号を上述のものに変更します。

(イ) 1992年1月1日から1993年2月中旬までの間に新規適応申請をされ適応ありと判定された患者さん、および同期間に治療成績報告をされ治療継続の適応ありと判定された患者さんについては、本年3月31日までに改めて上述のような新しい登録番号を主治医あてに通知するように努力します。事務上この通知は少し遅れるかもしれませんがその場合はご容赦下さい。

(ロ) 同期間に治療成績の報告を行うべきであったのに未提出の患者さんの主治医には、未提出期間の治療成績の一括報告を請求しますので、ぜひご協力下さい。ご報告を頂き次第、治療継続適応の有無の判定結果をお知らせし、「あり」の場合には上述のような新しい登録番号もお知らせします。この作業はかなり混雑すると予想されますので、請求が届きましたら早く報告して頂いたほうが遅滞なく登録番号が入手できることになると存じます。なお、長期間にわたって治療成績が未報告の場合は、治療開始時および今回の報告時のデータのみならず、報告時より1年前、2年前、3年前、4年前のデータも記入して下さい。

以上よろしくご協力下さいますよう、お願いいたします。